

不利益処分に関する処分基準 個票

経営管理部 管財課

不利益処分の内容	庁舎への立入の制限						
根拠法令等及び条項	栃木市庁舎管理規則第7条						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="288 441 491 508">根拠条項</td> <td data-bbox="491 441 1361 508">栃木市庁舎管理規則第7条</td> </tr> <tr> <td data-bbox="288 508 491 582">参考事項</td> <td data-bbox="491 508 1361 582"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="288 582 491 685">設定等年月日</td> <td data-bbox="491 582 1361 685">                     平成22年 3月29日設定                      平成26年 4月 5日最終変更                 </td> </tr> </table>	根拠条項	栃木市庁舎管理規則第7条	参考事項		設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成26年 4月 5日最終変更
根拠条項	栃木市庁舎管理規則第7条						
参考事項							
設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成26年 4月 5日最終変更						
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>(立入の制限)</p> <p>第7条 庁舎管理者等は、陳情等の目的で、庁舎に立ち入ろうとする者に対して、庁舎の管理のため必要があると認めるときは、その人数、時間又は場所を制限することができる。</p>						